

職業紹介サービスを利用する際のチェックポイント

1. 職業紹介事業者を選ぶとき

① 事業者に関する基本的事項

- 職業紹介事業の許可を取っているか・
適正な職業紹介事業者として認定を受けているか**
 - ・人材サービス総合サイト(厚生労働省運営※)を使って確認しましょう。
※許可を得ているまたは認定を受けている全ての事業所を掲載しています。
 - ・「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者」には、法令遵守をはじめ一定の基準を満たした事業者のみが認定されます。

人材サービス総合サイト

検索



(認定マーク)



- 取引実績や評判は優良かどうか**

医療・介護・保育・幼児教育施設等との取引実績がある場合は直近の実績などを確認し、ない場合は同業の他の求人者とよく情報交換するなど、できる限り情報を集め、事業者を選びましょう。事業者を利用した他の機関・施設と互いに情報を交換することも有効です。

- 紹介した求職者の定着率はどうか**

人材サービス総合サイトに、各事業者の紹介件数・離職状況を掲載しています。

② 事業者・担当者の姿勢

- 求人者のニーズを理解しているか**

担当者は求める人材の要件(能力、技術、経験年数など)を理解しているか。
質問には丁寧に答えてくれるか。

- 求人者と密に連絡を取り合っているか**

・担当者が頻繁に変わるようなことがないか。
・担当が変わっても担当者間で情報が引き継がれているか。

- 求職者のニーズについても十分に把握し、調整に努めているか**

・担当者は求職者の状況や意向についても十分に把握し、それに適した求人者に紹介しようと努める姿勢があるか。
・求人者と求職者の意向の擦り合わせに努める姿勢があるか。

③ 事業者のサービス内容

- 求人申込み～就職までのプロセスや平均的な期間**

希望すれば求人申込みから就職までのプロセス、手続、平均的な期間などについて、説明してくれるか。納得できる内容か。

- 紹介手数料、支払方法の明示があるか**

紹介手数料を明示しているか。紹介手数料の支払方法・時期を明示しているか。

- 早期離職の際の紹介手数料の返戻ルールがあるか**

・紹介を受けて就職した求職者が自己都合で早期離職した場合の手数料の減額、返還(返戻制度)がルール化されているか。ある場合は、納得できる内容か。
・返戻制度がない場合は、その理由の説明があるか。

※職業紹介事業者を選ぶときは、できるだけ複数の事業者を比較しましょう。

2. 職業紹介事業者を実際に利用するとき

① 求人希望を伝える

必要とする人材の適性や能力を事業者十分に伝える

- ・ミスマッチを防ぐため、どのような人材を採用したいと考えているのか、求める人材の要件(能力、技術、経験年数など)を担当者に具体的に伝えるようにしましょう。
- ・求人に当たっては、口頭だけでは行き違いが生じやすいので、ミスマッチを防ぐため、求人票などの書面や電子媒体等を作成して労働条件を具体的にし、担当者に交付しましょう。

契約内容の確認・検討

紹介手数料、支払方法、返戻制度の規定

- ・事前に受けた説明と同じ内容か、書面や電子媒体等で十分確認してから契約しましょう。
- ・不明な点や納得できない点は、契約を結ぶ前に必ず担当者に確認しましょう。
- ・紹介された人材が早期に退職した場合の返戻制度については、その条件等を改めて書面等で確認しましょう。

② 人材の選定

納得のいく人材を選定する

人材の選定は事業者任せにせず、入念に面接を行い、求める能力や技術を身に付けているか、職場に順応できそうか、などを十分に確認することが重要です。
採用を急いでいる場合でも、必ず確認しましょう。

求職者への十分な情報提供

職場の雰囲気や就業規則、福利厚生など、求職者が求める情報について十分に情報提供することが、採用後のトラブルや早期離職を防ぐために有効です。

③ 採用時～採用後

職業紹介サービスとは直接関係しませんが、採用後の早期離職を防ぐために有効なポイントは次のとおりです。

円滑なコミュニケーション

労働条件や、職場の悩み・不満を相談できる責任者、相談窓口をあらかじめ決めておくことが、採用後の早期離職を防ぐために有効です。

職場環境の点検

職業紹介サービスを通じて採用した職員に限らず、職員の離職率が高い場合には、職場環境に改善すべき点がないか点検することも有効です。

処遇の改善

医療・介護・保育・幼児教育施設においては人手不足が続いており、これまでと同じ条件では応募が集まらなかったり、一度就職した方がより良い条件を求めて転職してしまうことがあります。

処遇改善の可能性について、今一度ご検討をお願いします。

職業紹介事業者の法令違反等に関する相談は、
都道府県労働局「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口まで。

